

## 大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、家庭及び事業所から排出される厨芥類等の生ごみの減量化及び資源化対策の一環として、生ごみ処理容器又は電動式生ごみ処理機（以下「生ごみ処理容器等」という。）を設置する者に対し、その購入費の一部を補助することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理容器 土中の微生物を利用して生ごみを分解し、及び減容することにより、当該生ごみをたい肥化する容器又は器具
- (2) 電動式生ごみ処理機 電力を利用して生ごみを分解し、及び減容することにより、当該生ごみをたい肥化し、又は消滅させる器具

(補助対象経費等)

**第3条** 補助事業は、次条に規定する補助対象者による生ごみ処理容器等の購入とする。

- 2 補助の対象となる経費は、材質が耐水性及び耐久性を備えた生ごみ処理容器等の購入費用とする。
- 3 補助の対象となる生ごみ処理容器等の数の上限は、生ごみ処理容器は1世帯又は1事業所当たりそれぞれ2台とし、電動式生ごみ処理機は1世帯又は1事業所当たりそれぞれ1台とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、環境への負荷が懸念されるディスポーザータイプのものは、補助の対象としないものとする。

(補助対象者)

**第4条** 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 生ごみ処理容器等を、家庭及び事業所から排出される厨芥類等の生ごみの処理に活用しようとする者
- (2) 大和市内に住所を有し、現に居住している世帯の代表者又は大和市内で事業を1年以上営み、引き続き事業を営む事業所
- (3) 市税等の滞納がないこと。

2 過去にこの要綱による補助金の交付を受けている場合は、前回の補助の対象となった生ごみ処理容器等を購入した日から5年を経過した後に買い替えた場合に限り、補助の対象とすることができる。

(補助金の額等)

**第5条** 生ごみ処理容器等1台あたりの補助金の額及び上限金額は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に端数が生じた場合は、その区分に応じて生ごみ処理容器は1台ごとに100円未満を切り捨てるものとし、電動式生ごみ処理機は1台ごとに1,000円未満を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

**第6条** 申請者は、生ごみ処理容器等を購入後6月以内に、生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書に保証書又は取扱説明書の写し及び領収書の原本を添付して申請しなければならない。

(交付の決定等)

**第7条** 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、生ごみ処理容器等設置費補助金交付決定通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

(交付の請求)

**第8条** 補助事業者は、生ごみ処理容器等設置費補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(補助事業者の責務)

**第9条** 補助事業者は、当該生ごみ処理容器等を常に良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。

(様式)

**第10条** この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 附 則（平成31年 3 月28日告示第63号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（令和 4 年 3 月24日告示第44号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（令和 7 年 3 月28日告示第84号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条関係）

| 区分        | 補助金の額                | 補助金の上限金額 |
|-----------|----------------------|----------|
| 生ごみ処理容器   | 購入金額に 2 分の 1 を乗じて得た額 | 10,000 円 |
| 電動式生ごみ処理機 |                      | 20,000 円 |

別表第 2（第10条関係）

| 様式番号    | 様式の名称                 | 関係条文  |
|---------|-----------------------|-------|
| 第 1 号様式 | 生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書   | 第 6 条 |
| 第 2 号様式 | 生ごみ処理容器等設置費補助金交付決定通知書 | 第 7 条 |
| 第 3 号様式 | 生ごみ処理容器等設置費補助金請求書     | 第 8 条 |